

県立学校における校則の見直しについて

1 校則とは（文部科学省「生徒指導提要」から）

- ・児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められている。
- ・社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされている。
- ・学校の教育目標に照らし定められており、教育的意義を有する。

2 見直しの目的

- ・生徒指導の指針となる「**生徒指導提要**」を文部科学省が改訂(R4.12)
→校則の見直しに向けた取組を推進

- ◇学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、意義を適切に説明できない校則は見直しが必要
- ◇児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことから、児童生徒や保護者等からの意見聴取の必要性を明示

児童生徒の
主体的な参画

- ◇校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする「意識の醸成」
- ◇校則の根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決する「教育的意義」



3 見直しの方向性

【見直しの視点】

- ・人権尊重の内容や表現
- ・児童生徒の**主体的な参画**
- ・校則の見直しの手順や手続きの明文化
- ・校則や見直しの過程をホームページに公開。入学希望者や地域住民に周知
- ・PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の意見聴取・反映

【積極的に見直す校則】 (R5.6.9校長会で依頼)

- ・個人の尊厳を損なうおそれのあるもの
(例：地毛証明書の提出)
- ・合理的な理由を説明できないもの
(例：ツープロックの禁止)

これまでの県の取組

- ◇「校則の調査」による現状把握(R4.12)
- ◇「適正な校則の運用や見直しについて(通知)を发出」(R5.1)
※見直しの視点を示し、積極的見直しを要請
- ◇管理職対象のオンライン会議(R5.3・5)、県立学校長会(R5.1・4・6)、生徒指導主事研修会(R5.6)等において、「児童生徒の主体性を尊重した校則の運用や見直し」を要請

4 今後の取組

【児童生徒が主体的に参画する見直し】

- ◇児童生徒が**当事者意識**をもち、見直しに参画すること
- ◇児童生徒や保護者との対話を重視し、少数意見も尊重すること
- ◇校則見直しの取組を**全教職員で共有し、スケジュールを共通認識**すること
- ◇見直しを図る機会を継続的に設けること

- ◇各学校において、**児童生徒が参画する校則の見直し**を実施

- ◇10月末をめどに「**校則**」「**見直し過程**」をホームページで公開
⇒保護者や地域への周知と理解促進
⇒中学校における取組の指針

自らが誇りをもって守ることができる校則の制定により、社会参画意識を醸成